

1 目的

本事業は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定により認可された保育所及び同法第 34 条の 15 第 2 項の規定により市町村長の認可を得た家庭的保育事業等（小規模保育事業 A 型、B 型及び事業所内保育のみ）並びに認定こども園法（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定により認定された認定こども園及び同法第 17 条の規定により認可された幼保連携型認定こども園（以下「民間保育所等」という。）における低年齢保育担当保育士の加配等に助成することにより低年齢児保育を推進し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、中核市を除く市町村とする。

3 事業内容

(1) 乳児保育支援事業

ア 事業内容

乳児の入所については年間を通じた入所児童数の変動があることから、各々の保育所において安定的に乳児保育を実施できるよう、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長野県条例第 69 号）、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成 18 年長野県条例第 63 号）、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年長野県条例第 45 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）並びにその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、乳児保育のための保育士を年度当初から配置する事業。

なお、当該年度中に乳児を 4 人以上受け入れる場合は、保育士に代えて保健師、看護師又は准看護師を配置しても差し支えないものとする。

イ 実施要件

(ア) 民間保育所等であること。ただし、子ども・子育て支援事業実施要綱（平成 27 年 10 月 23 日 27 こ家第 451 号県民文化部長通知）に基づく病児保育事業（体調不良児対応型）を実施する保育所を除く。

(イ) 市町村において把握される乳児の年度途中入所希望数に基づき、市町村と調整の上、当該民間保育所において乳児の年度途中入所に対してあらかじめ計画的に入所枠を用意しており、かつ、年度途中において乳児が新たに入所する見込みがあること。

(ウ) この事業のための保育士は、乳児保育の実施に当たるほか、必要に応じ、育児休業明け等に伴う年度途中入所児童のための入所前指導や地域の育児休業中などの保護者とその児童に対し保育についての相談・指導等を実施すること。

(エ) 前年度末から当該年度当初にかけて、乳児の入所児童数が 6 人以上減少する保育所であること。

(オ) 余剰金（前年度末における当期末支払資金残高、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金及び保育所施設・設備積立金の合計）が当該施設経理区分の前年度収入決算（ただし、各積立金戻入を除く。）の 6 か月相当額を有する保育所については対象とならないこと。

(2) 1歳児保育支援事業

ア 事業内容

1歳児の保育に対する需要に対応するため、児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年長野県条例第63号）、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長野県条例第45号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に規定する基準を超えて保育士の配置を行う事業

イ 実施要件

本事業の補助対象となる施設は次の（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

（ア）保育士配置基準

1歳児4人につき1人以上となるよう保育士の配置をすること。

（イ）補助対象施設

1歳児の保育を実施する民間保育所等であって、当該利用児童数が6人又は10人以上であること。

ウ 留意事項

（ア）本事業を実施する保育所は、事業が適切かつ円滑に実施されるよう、入所児童等の状況を随時確認し、職員の配置を行うものであること。

（イ）事業の実施において、前項イの実施要件を月の途中で満たした場合（広域入所を含む。）は翌月以降から本事業の対象となること。

また、事業実施後、前項イの実施要件を満たさなくなった場合において、雇用の継続を行う場合にあっては、本事業の対象となること。

（ウ）市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所等に対し支弁すること。